

-重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護 ほっとハウス うわの園

串本町指定（第 3092500036 号）

〒649-3502 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬659番地

電話 0735（69）2388

FAX 0735（69）2270

●事業の目的

社会福祉法人串本福祉会の福祉の理念に基づくとともに、介護保険法の主旨に沿い、小規模多機能型居宅介護事業として、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせて、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供することを目的とする。

●職員の職種・人数・職務内容

管理者	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	1名（介護職員と兼務）	利用者の居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
介護職員	14名	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し適切な介護を行う。また、必要に応じて訪問介護の業務に従事する。
看護職員	1名	利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。

●営業日・営業時間

営業日：年中無休

通いサービスの提供時間：7時30分～19時30分（送迎付きは9時～16時）

訪問サービスの提供時間：24時間

●ご利用いただける方

1. 当サービスのご利用は、原則として「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」が、また「要介護」と認定された方は「介護サービス」が対象となります。要介護認定をまだ受けておられない方でもサービスのご利用は可能です。
2. 「自立」と認定された方でも対象となる場合がありますのでご相談下さい。
3. 潮岬地区、出雲地区、串本駅周辺地区（ご確認ください）の方。

●このようなサービスを提供しています

- | | |
|-------------|---|
| 1. 日常生活上の援助 | 移動、排泄、着脱介助等を行います。 |
| 2. 健康状態の確認 | 体温、脈拍、血圧などの健康チェックを行います。 |
| 3. 機能訓練サービス | 身体機能の維持向上を目的とし、レクリエーション・ゲーム・趣味やマッサージ・関節可動域訓練等の運動や作業を行います。 |
| 4. 送迎サービス | ワゴン車などで送迎します。 |
| 5. 入浴サービス | 身体状況に応じて適切な介助を行い安全に入浴できます。 |
| 6. 食事サービス | 栄養とご利用者様の嗜好、身体状況を考慮したお食事をご用意いたします。 |
| 7. 宿泊サービス | 通いサービスを利用しておられる方については、落ち着いた環境の中で宿泊して頂くこともできます。 |
| 8. 訪問介護サービス | ご自宅に職員が訪問し、日常生活全般にわたり援助を行います。 |
| 9. 相談、助言 | 日常生活の中の身体的、精神的な相談や、制度の紹介など。 |

●ご利用の変更など

ご都合で利用内容の変更や中止などをされたい場合は、できるだけ早めにご連絡下さい。

● 苦情の相談

ご利用者様からの苦情などに迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置しています。ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

お客様相談窓口	電 話	0 7 3 5 (6 9) 2 3 8 8
	F A X	0 7 3 5 (6 9) 2 2 7 0
	受付時間	午前 8 : 3 0 から午後 5 : 3 0 但し、24 時間常時連絡が可能な体制とします
	担当者	坂根 聖士

※ その他、当事業所以外に串本町・和歌山県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口にて苦情を伝えることができます。

● 緊急時の対応

ご利用者様に病状の急変が生じた場合などには、必要に応じ、にしき園診療所と連携をとりながら、速やかに主治医や協力病院へ連絡します。

● 事故発生時の対応

ご利用者様に事故が発生した場合には、ご家族、串本町に連絡を行うとともに、速やかに適切な対応を行います。また、賠償すべき事故については、できる限り速やかに損害賠償を行いません。

● 広報誌等への掲載について

法人発行の広報誌、パンフレット等に、ご利用者様の施設内外におけるご様子（写真）が掲載されることもあります。

● 短期利用について（登録者以外の一時的利用）

次のような一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能です。

- ・登録定員に空きがある
- ・宿泊室に空床がある
- ・緊急やむを得ない事情がある
- ・利用日数が7日以内（やむを得ない場合14日以内） 等

●サービスの利用料金

1. 介護保険給付対象サービス

(1) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護費・(介護予防) 短期利用居宅介護費

	小規模多機能型居宅介護費	短期利用居宅介護費
要支援1	3,450円/月	424円/日
要支援2	6,972円/月	531円/日
要介護1	10,458円/月	572円/日
要介護2	15,370円/月	640円/日
要介護3	22,359円/月	709円/日
要介護4	24,677円/月	777円/日
要介護5	27,209円/月	843円/日

(2) 加算 (内容詳細別紙)

総合マネジメント体制強化加算(I)		1,200円/月
訪問体制強化加算		1,000円/月
科学的介護推進体制加算		40円/月
サービス提供体制強化加算 (I)		750円/月
	登録外の短期利用者	25円/日
生産性向上推進体制加算(II)		10円/月
認知症加算(II)	Ⅲ、Ⅳは同時算定しません	890円/月
認知症加算(Ⅲ)	Ⅱ、Ⅳは同時算定しません	760円/月
認知症加算(Ⅳ)	Ⅱ、Ⅲは同時算定しません	460円/月
初期加算	登録日から30日間	30円/日
介護職員等処遇改善加算 (I)		法定費用自己負担分の14.9%
認知症行動・心理症状緊急対応加算	登録外の短期利用者	200円/日
若年性認知症利用者受入加算	要介護/要支援	800円/月/450円/月
看護職員配置加算Ⅱ	常勤の准看護師	700円/月

☆ 要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦お支払い頂きます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されず(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更いたします。

2. 介護保険給付対象外のサービス

食費 (配食含む)	朝食 320円	昼食 590円	夕食 650円
宿泊代 (1泊)	個室 2,150円	個室以外 1,550円	

●利用料金のお支払い

毎月10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求月の26日までにお支払いください。お支払方法は、できる限り口座自動引落としにてお願いいたします。(全金融機関で可能)なお、口座自動引落としの所定の申し込み用紙は当事業所にあります。その他の料金については、別途請求させていただきます。

●連帯保証人

- ① 連帯保証人は利用者と連携して、本契約から生じる利用者の債務を保証するものとし、その額は 70万円 を限度とします
- ② 連帯保証人が負債する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとし、ます。
- ③ 連帯保証人から請求があったときに当施設は、連帯保証人に対して遅滞無く利用料の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額に関する情報を提供します。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当り、利用者に対して上記の重要事項を説明しました。

事業所名 小規模多機能型居宅介護 ほっとハウスうわの園

説明者 _____ 印

私は、事業所からほっとハウスうわの園についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払う事に同意し、交付を受けました。
また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 (利用者との関係: _____)

住所 _____

氏名 _____ 印

別紙 <小規模多機能型居宅介護各種加算の算定要件>

令和 6 年 6 月以降算定分

サービス内容	加算金額	内容	
初期加算※短期利用除く	30 円/日	登録日及び 30 日を超える入院後に、30 日間算定	
総合マネジメント体制強化加算 ※短期利用除く	1,200 円/月	個別サービス計画を多職種協働で随時適切に見直しを行い、地域活動への参加の機会が確保されている場合に算定	
サービス提供体制強化加算	(I) 750 円/月 ----- 25 円/日(短期)	従業者総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の割合が 25%以上の場合に算定	
認知症加算 ※要支援者・短期利用を除く	(II)	890 円/月	認知症介護実践リーダー研修を受けた職員が中心となり、認知症度Ⅲ以上の方に専門的なケアの実践と会議を開催した場合。
	(III)	760 円/月	医師の判断結果、または主治医意見書等にて認知症日常生活自立度がⅢ以上の判定を受けている方が対象
	(IV)	460 円/月	要介護 2 に該当し、かつ医師の判断結果または主治医意見書等にて認知症日常生活自立度Ⅱの判定を受けている方
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円/月	見守り機器を導入し、生産性向上の会議とデータを国に提出。	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位合計の 14.9%	介護職員の処遇改善の為。利用者全員に算定 (R6.6.1~)	
若年性認知症利用者 受入加算		800 円/月	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定 (※認知症加算を算定している場合は算定しない)
	要支援	450 円/月	
訪問体制強化加算 ※要支援者・短期利用を除く	1,000 円/月	① 訪問サービスを提供する常勤の従業者を 2 名以上配置している事 ② 本加算を算定する月の延べ訪問回数が 200 回以上	
科学的介護推進体制加算	40 円/月	① 利用者の ADL、口腔、栄養や認知症などの情報を厚生労働省に提出している事 ② 厚生労働省からフィードバックされた情報をもとに計画を見直している事。	
認知症行動・心理症状受入加算(短期)	200 単位/日	医師の指示により、行動心理症状によって在宅生活が困難である者の短期利用を受け入れた場合 (最大 7 日)	
看護職員配置加算Ⅱ	700 単位/月	常勤専従の准看護師を配置している事。	